外表奇形実地調査小委員会のまとめ

分担研究者　倉　智　敬　一

Ⅰ．現在までの調査結果

大阪班は1981年12月から，神奈川班は1981年10月から，鳥取班は1974年1月から外表奇形モニタリングのための実地調査を開始して今日に至っているが，この間の調査数は大阪で169,872，神奈川で139,549，鳥取で33,022に達し，それぞれの府県の全出産数の55～60％，平均52％，同70％の調査票回収率を得ている。

Ⅱ．調査方法の統一と調査成績の定期的集計について

3班で以下の合意に達した。

1. 調査は奇形の有無にかかわらず全ての生産児並びに妊娠24週以降の死産児について行い，全例報告方式をとる。
2. 共通の奇形マーカーについて詳細かつ具体的な取り決めを行ったが，その大要は①大奇形を原則とする，②国際クリアリングハウスのマーカーはすべて採用して，これと比較検討できるようにする，③マーカー奇形はICDコードナンバーと対応できるようにする，④ここで定めた共通マーカー奇形調査成績は山村班外表奇形調査成績として，別に定めた特定様式の用紙を用いて3ヵ月毎に大阪に集め，ここで集計する。

なお，より詳細な奇形各項目の定義や除外事項などについては実務担当者間で今後引き続き検討する，また，各項目の内容を説明したガイドライン集を作成する作業を急ぐことが申し合わせされた。

Ⅲ．本調査の今後の継続について

昭和60年度は本研究班の最終年度となるが，この調査が行政の事業として引き継がれるまでは，何らかの形で調査が維持継続される必要を痛感する。何故ならば，本事業遂行のためには，調査の意義と必要性に対する地域産婦人科医の正しい認識に基づいた熱心な協力が絶対に不可欠であり，そのためには調査組織の維持と絶えまざるコミニケーション，教育，情報提供などが必要であって，一旦中断したのちに再び現在の調査組織を作ることは新しく初めて作るよりはさらに困難なものとなることが予想されるからである。

Ⅳ．国内・外の他の先天異常モニタリング研究グループとの関係調整について

国内研究グループ（日本母性保護医協会，日赤病院グループ，東京都10病院施設によるもの

付表1　主な奇形頻度（対出産10,000）—我が国における主な調査の比較

奇形の種類	大阪班 1981.12～1984.9	神奈川班 1981.10～1984.9	鳥取班 1974～1983	日　母 1982	東京都10病院 1978～1980
無　脳	7.5	6.6	5.2	8.2	4.2
水　頭	3.5	3.4	3.9	4.7	2.4
唇　裂	13.3	15.2	6.4	13.5	12.0
口蓋裂	4.9	5.0	7.6	6.2	6.1
脊椎披裂	3.5	3.4	4.2	3.0	2.7
気管食道ろう・食道閉鎖	1.2	0.7	0.9	1.3	1.0
直腸・こう門の閉鎖	3.7	4.6	4.5	1.0	5.4
尿道下裂*	4.1	4.2	6.1	1.7	1.7
上肢の減数異常	2.4		3.6	3.8	
下肢の減数異常	1.4		2.7	3.8	
ダウン症候群	6.1	6.1	8.8	3.8	9.2
調査対象数	169,872	139,549	33,022	122,474	40,986

* 男子における頻度

など）との意見交流の場として，小西・芦沢・倉智が世話人となって先天異常モニタリング懇話会なるものを作り、昭和59年7月7日と11月22日に会合を行った結果，具体的なマーカーの調整とか調査項目など，共通の調査票作りにワーキンググループを設けて作業を進めることとなった。

国外研究グループとしての国際クリアリングハウスからは本研究班のポピュレーションベースの成績が高く評価され，これへの参加をつよく勧誘されたが，班内で検討の結果，時期尚早であり，それよりは前述の国内各研究グループとの調整を先行させることが意見の一致をみた。

V．次年度の研究実施計画について

先に述べた3府県での新しい統一調査計画に沿って，ただいまの外表奇形実地調査を継続し，最終年度としてのまとめを行いたい。

検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

Ⅱ.調査方法の統一と調査成績の定期的集計について

3班で以下の合意に達した。

1.調査は奇形の有無にかかわらず全ての生産児並びに妊娠 24 週以降の死産児について行い,全例報告方式をとる。

2.共通の奇形マーカーについて詳細かつ具体的な取り決めを行ったが,その大要は①大奇形を原則とする,②国際クリアリングハウスのマーカーはすべて採用して,これと比較検討できるようにする,③マーカー奇形はICDコードナンバーと対応できるようにする,④こヒで定めた共通マ一カー奇形調査成績は山村班外表奇形調査成績として,別に定めた特定様式の用紙を用いて3ヵ月毎に大阪に集め,ここで集計する。

なお,より詳細な奇形各項目の定義や除外事項などについては実務担当者間で今後引き続き検討する,また,各項目の内容を説明したガイドライン集を作成する作業を急ぐことが申し合わせされた。